

登別市空家等対策計画の概要

根拠法令：空家等対策の推進に関する特別措置法（H26.11.27 公布、H27.5.26 全面施行）

第1章 計画の趣旨と基本方針

<背景と目的>

近年の人口減少や少子高齢化などの理由により全国的に空家等が増加しており、平成25年住宅・土地統計調査（総務省）では、空家率が13.5%と過去最高となり大きな社会問題となっている。

特に適切に管理が行われていない空家等による防災、防犯、衛生、景観等の問題が生じており、市民の安全・安心な暮らしを阻害することが危惧されている。

市では、法に基づき総合的かつ計画的に空家等対策を実施することで、市民が安全で安心して暮らすことができるまちとすることを目的として「登別市空家等対策計画」を策定。

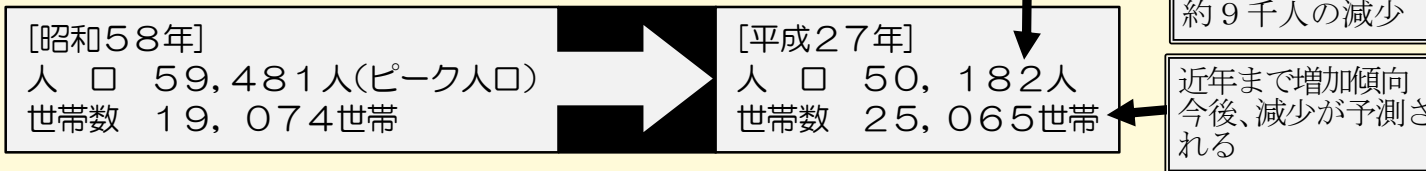
<計画期間>	<対象とする空家等>	<対象地域>
平成29年度から 平成33年度まで 5年間	<ul style="list-style-type: none"> 空家等（法第2条第1項） 特定空家等（法第2条第2項） 現在、居住又は使用している家屋等 	市内全域

<基本方針> 市民が安全に安心して暮らすことができるまち（生活環境の保全）に向けた総合的な空家等対策を推進するための三つの基本方針

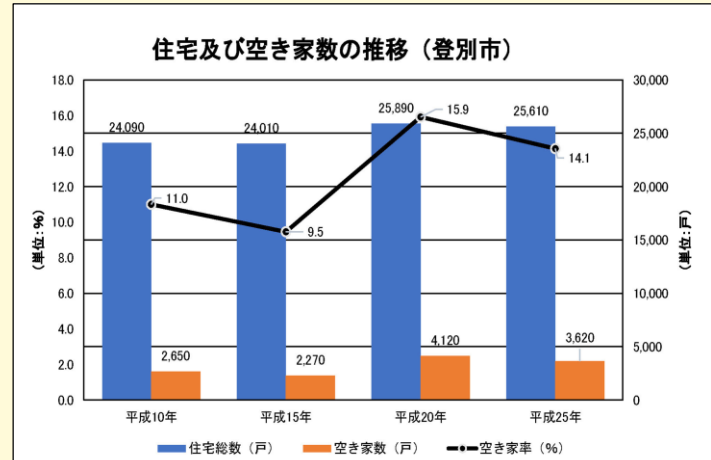
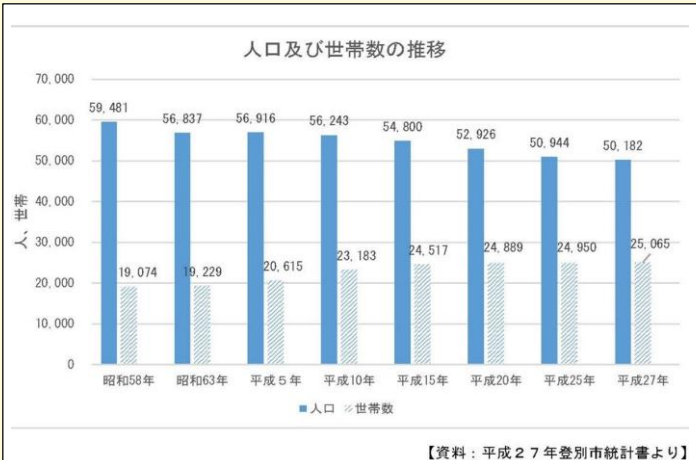
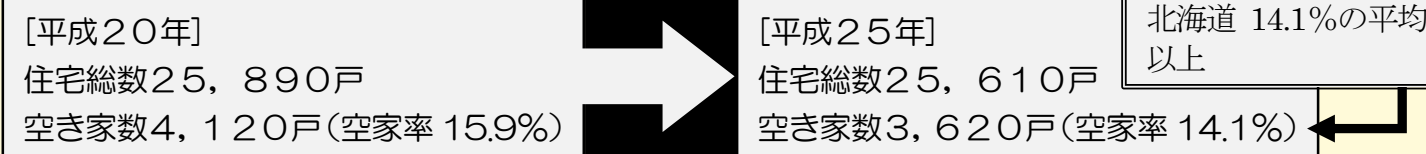
【対策1】発生抑制対策 【対策2】適切な管理対策 【対策3】利活用対策

第2章 空家等の現状

<市の人口及び世帯数の推移>（平成27年登別市統計調査書より）



<空き家の状況>（総務省 住宅・土地統計調査より）



第3章 空家等の対策

【対策1】発生抑制対策

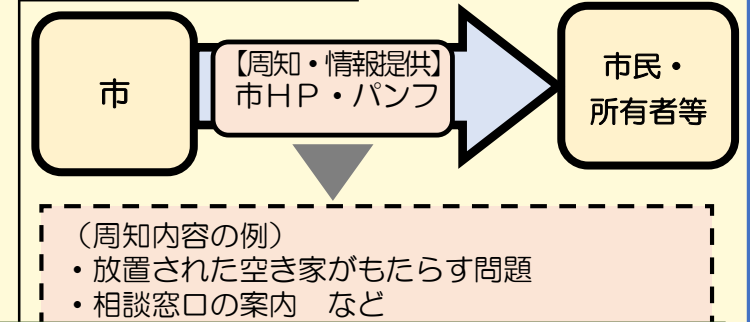
(基本的な考え方)

放置された空家とならないために、周知・啓発により所有者等の意識の醸成に努める。また、空家等に関する総合的な相談体制の整備を行う。

(対策例)

- ▶パンフレットやホームページによる周知・啓発
- ・放置された空家等がもたらす問題や所有者の責務、相続などの重要性や意義など
- ▶相談窓口の明確化及び連携体制の構築
- ・空家等に関する相談窓口の周知・案内
- ・関係機関、各団体等との連携体制の構築

◆発生抑制対策イメージ



【対策2】適切な管理対策

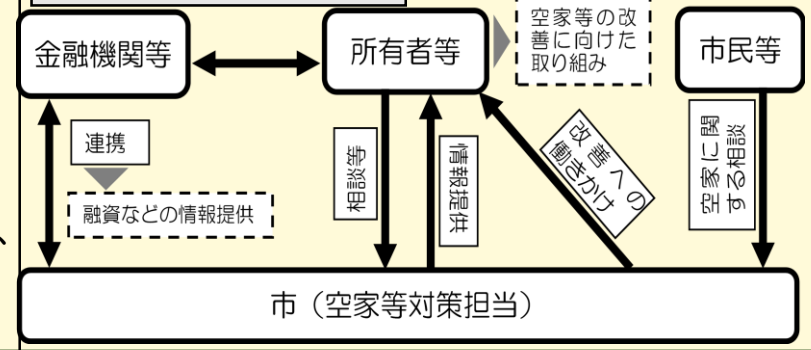
(基本的な考え方)

- ・適切に管理されていない空家等の所有者等へ適切な管理の依頼などを行う。
- ・特定空家等で特に危険な状態である場合は、法に基づき助言・指導、勧告、命令など必要な措置を講じる。
- ・地域住民の生命、身体などが危険にさらされ、緊急的に回避する必要がある場合は、安全確保のための必要最低限の適切な措置を検討する。

(対策例)

- ▶パンフレットやホームページによる周知・啓発
- ・管理者意識の醸成、適切な管理の重要性など
- ▶相談窓口の明確化及び制度の情報提供等
- ・空家等に関する相談窓口の周知・案内
- ・金融機関の資金融資や各団体における制度、支援策の情報提供など

◆適切な管理対策イメージ



【対策3】利活用対策

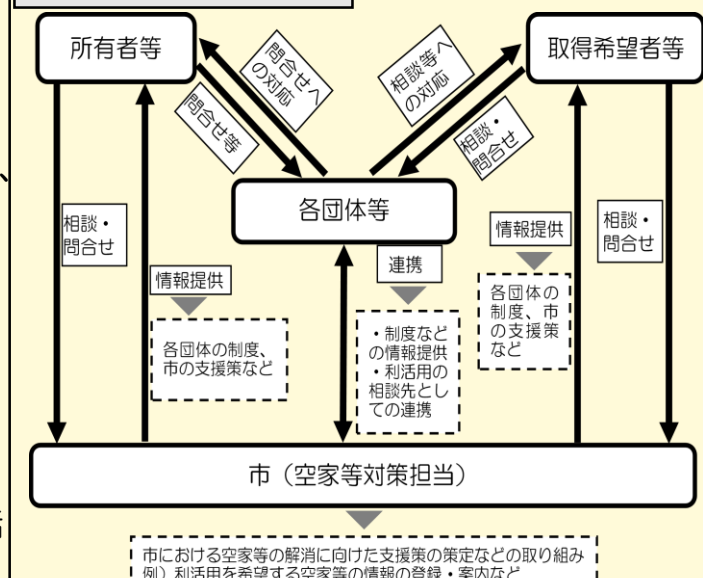
(基本的な考え方)

各団体等との連携を図り、空家等や除却後の跡地の活用・流通などに関する相談先を周知することで、空家等の解消を促進。また、空家等や除却後の跡地の地域等との連携による有効活用の検討。市による空家等の利活用に関する各種補助制度について、国の制度の活用を視野に入れながら、補助制度の創設を検討。

(対策例)

- ▶案内・周知による対策
- ・北海道空き家情報バンクの周知や登録案内
- ・金融機関の融資制度や各団体の利活用制度などを周知
- ・相談先の各団体等の情報の提供
- ▶支援、制度の検討
- ・広い住宅を必要とする子育て世帯へのリフォーム費用等の一部を補助する支援制度の創設の検討
- ・国の補助制度を踏まえながら、市による空家等の有効活用を促進するための補助制度など支援策の創設の検討

◆利活用対策イメージ



特定空家等への対策

(基本的な考え方)

特定空家等は、適切な管理がなされず放置され続けたことにより、生命、身体、財産、生活環境への影響を及ぼしている又は、及ぼすおそれが高い空家等であり、市民の安全で安心な生活環境を確保するため、所有者等に対し問題の解消を図るよう、法に基づき指導等の措置を行う。

また、特定空家等による問題の解消を促し市民の安全で安心な暮らしを確保するために、融資制度の情報提供や除却の補助制度の創設の検討を行う。

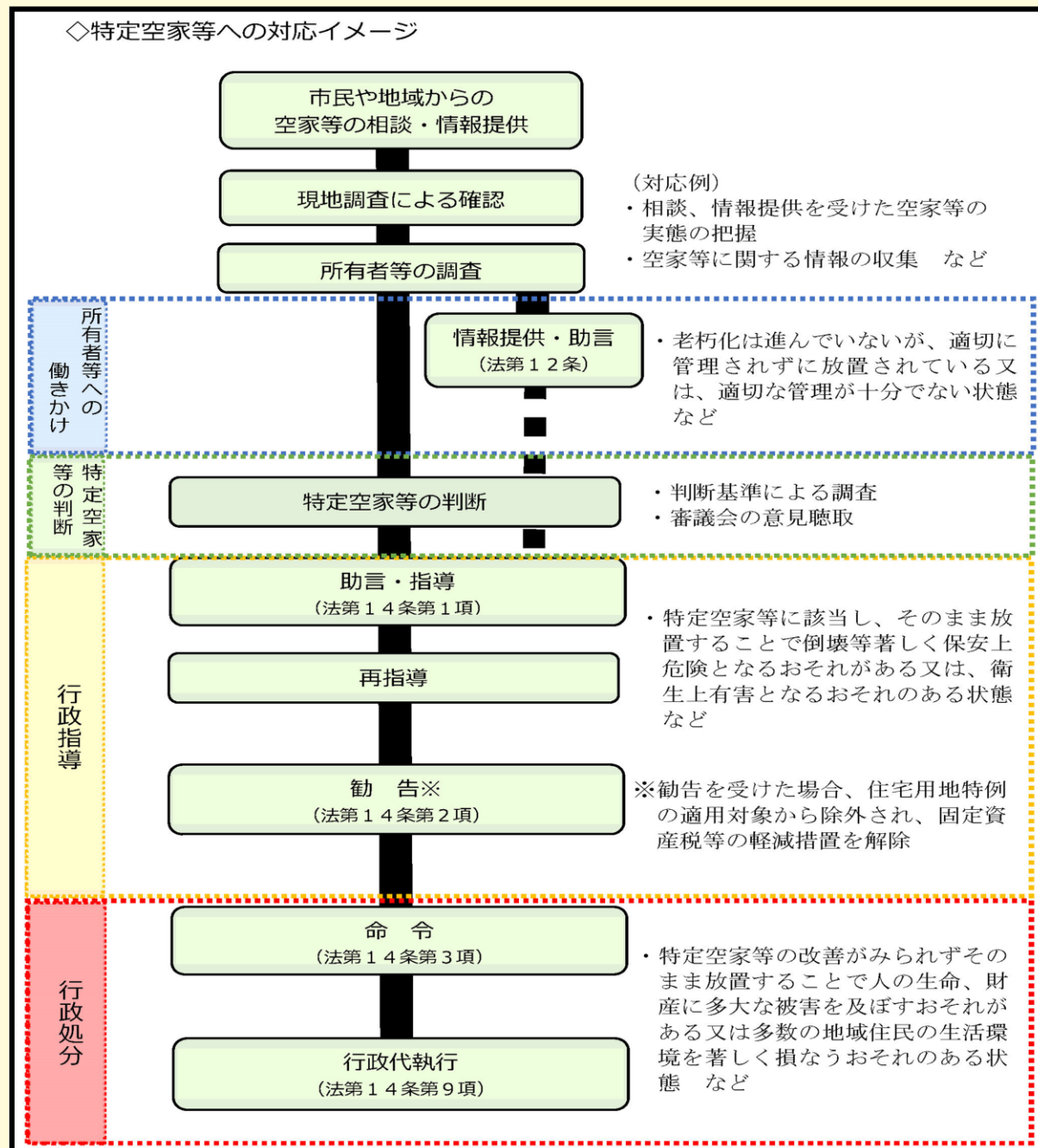
(対策例)

▶法に基づく助言・指導、勧告、命令等を段階的に実施、命令に応じない場合においては、行政代執行等を検討

▶国の補助制度を踏まえながら、その費用の一部を補助する支援制度を検討

◆特定空家等の定義（法第2条第2項）

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理がおこなわれていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



第4章 空家等の対策の推進体制

<相談窓口及び連携体制>

(基本的な考え方)

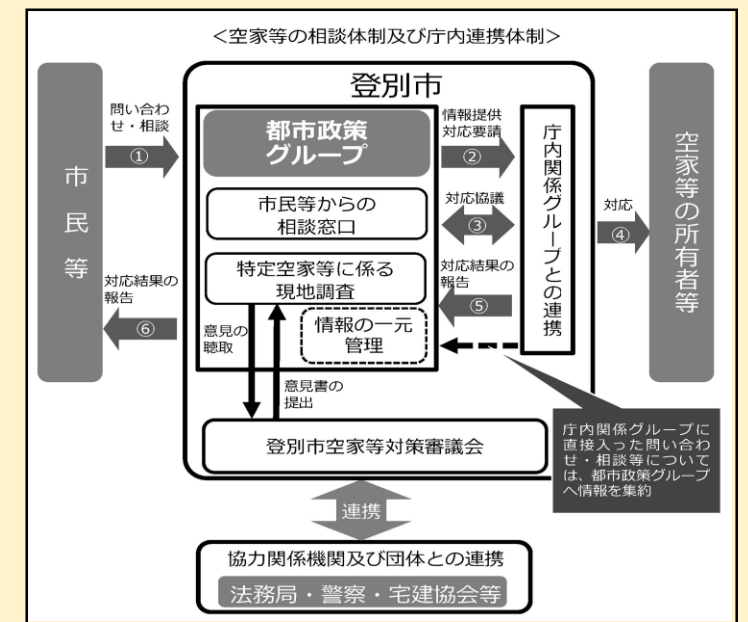
- ・相談窓口の明確化
- ・庁内関係部局による横断的な連携
- ・空家等に関する情報の一元管理
- ・関係機関及び団体との連携体制の整備

【空家等に関する相談窓口】

登別市役所都市整備部
都市政策グループ

(担当内容)

- ・空家等への相談対応
- ・空家等対策の実施 など



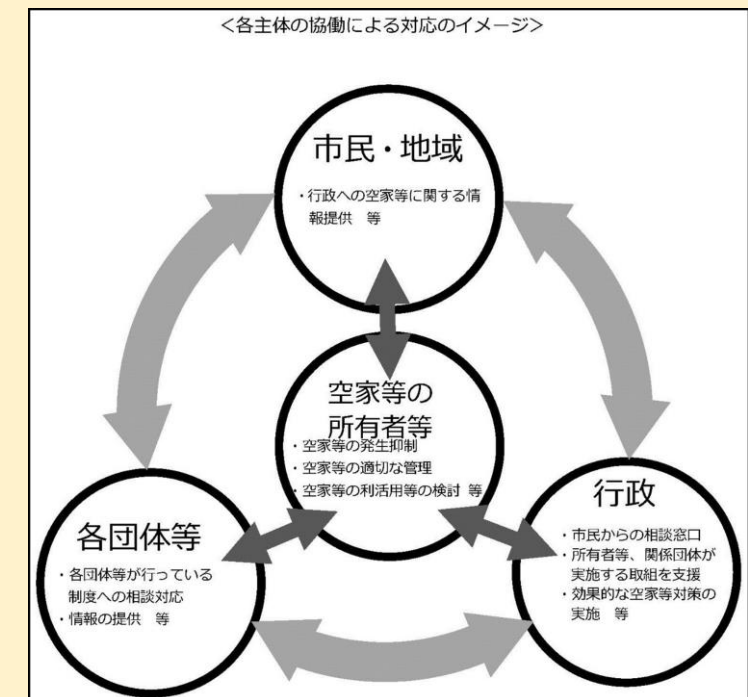
<市民や地域等との協働・連携>

(基本的な考え方)

市、市民、地域や各団体等が空家等対策に係るそれぞれの役割のもとで、相互に協働・連携を図り総合的な対策への取り組みを推進

(各主体の役割)

- (1) 所有者等の役割
～適切な管理、将来的な管理や利活用の検討
- (2) 市の役割
～相談窓口の明確化、情報の一元管理、空家等に関する情報提供、補助の検討、各主体間との協働・連携体制の構築など
- (3) 市民・地域の役割
～空家等の情報提供など
- (4) 各団体等の役割
～各団体等の制度への相談対応や情報提供など



登別市役所 都市整備部 都市政策グループ

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

Tel 0143-85-3230 (直)

Fax 0143-85-8286

Email t-seisaku@city.noboribetsu.lg.jp

